

管理技術者・主任技術者の資格要件等の補足について

◆資格要件

管理技術者等の資格要件

管理技術者等の資格要件は次による

管理技術者

- ・技師C以上とする。
- ・一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会
認定コンストラクション・マネジャーの資格を有すること。

主任技術者

- ・管理技術者又は、主任技術者のいずれかが、一級建築士及び設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
(一級建築士 1名 設備設計一級建築士又は建築設備士 1名 計2名)
主任技術者については、建築担当、電気設備担当、機械設備担当各1名を配置すること。
- ・技師C以上とする。

技師Cの建築・設備設計実施経験年数は下表のとおりとする。

技師区分	資格		学歴			
	一級建築士	二級建築士	専門科目及び専門学科を卒業			その他
			大学卒業	短大・高専 専門学校卒業	高校卒業	
技師C	取得後3年未満	取得後5年以上 8年未満	5年以上	8年以上	11年以上	14年以上